

「世田谷区自転車等の利用に関する総合計画」中間見直し（計画素案）に対する区民意見及び回答(案)

番号	收受日	提出	意見・提案	意見整理	回答
1	10.13	郵送	<p>○都市部整備が進む自転車向け道路について「道幅が狭い」「対面通行でぶつかりそう」と使いにくさを指摘する声がでている。利用マナーも定着しておらず、思考錯誤のだけ。せつかくの自転車道ですが、とても走りにくいです。</p> <p>○交差点部になると、自転車道は終了し、自転車歩行者道（自転車が走ってもいい歩道）へ切り替わる。自転車道では、自転車と歩行者が分けられ、お互いに安全なのに、交差点になると、歩行者とぶつかる可能性があります。</p> <p>○道路上の表示方法は自治体によってまちまち。車道の左端を赤茶色で塗った自転車レーンや車道に矢羽根マークと統一されていない。</p> <p>○全体的に自転車と歩行者がぶつかる事故が増えている。</p>	<p>自転車向け道路について「道幅が狭い」「対面通行でぶつかりそう」と使いにくさを指摘する声がでている。</p>	<p>通行</p> <p>区道における自転車通行空間整備については、主に既存の道路空間を活用した整備を行っています。そのため、道路の幅員などの制約はありますが、通行しやすい自転車通行空間を目指してまいります。</p>
				<p>交差点部になると、自転車道が終了し、歩行者とぶつかる可能性がある。</p>	<p>通行</p> <p>交差点部の整備については、走行位置表示（矢羽根型）としての路面標示を整備することにより、自転車通行空間の連続性の確保に努めてまいります。</p>
				<p>自転車走行位置の道路表示が自治体によりばらばらで統一されていない。</p>	<p>通行</p> <p>国土交通省及び警視庁が作成した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に基づき、関係機関と協議を行い世田谷区自転車ネットワーク計画を策定し、自転車通行空間の整備形態を定めています。また、路面表示については、警視庁が制定した自転車ナビマークを用いています。</p>
				<p>自転車と歩行者がぶつかる事故が増えている。</p>	<p>安全</p> <p>ルールやマナーの遵守等、自転車の安全利用について啓発を進めるとともに、「歩きスマホをしない」など、歩行者のマナー向上にも努めてまいります。</p>

「世田谷区自転車等の利用に関する総合計画」中間見直し（計画素案）に対する区民意見及び回答（案）

番号	收受日	提出	意見・提案	意見整理	回答	
2	10.16	HP	<p>・目黒川緑道のような自転車専用道路を区内全域に設定して欲しい。特に北沢川緑道</p> <p>・自転車通行帯の整備。特に途切れ途切れになっている駒沢公園通り(梅ヶ丘?駒沢)や、自転車通行量の多い西福寺通り、希望丘通り、赤堤通り、淡島通り、世田谷通り、千歳通り、旧甲州街道などを優先的に。</p> <p>また、世田谷通りや淡島通りについては車線を狭くしてでも広めの通行帯を設定して欲しい。</p> <p>また、自転車通行帯への駐停車は障害者などの利用であっても厳しく取り締まって欲しい。自転車通行帯の幅が確保できる場所では車線と走行帯の間にゴムの棒を建てるなどするのも有効だと思う。</p> <p>・甲州街道については大原?都道14号線分岐までの一番外側の車線は路上駐車と自転車のための車線に現状なっているので、正式に自転車専用車線にするよう働きかけて欲しい。</p> <p>・環八より内側の水道道路の地域住民以外の自動車通行を禁止にして、歩行者や自転車に優しい道にして欲しい。</p> <p>・中高年に多いが、自転車がある程度以下の速度で走るとフラフラして逆に危ないので、ゆっくり移動する場合は押して歩くように啓発して欲しい。</p>	目黒川緑道のような自転車専用道路を区内全域に設定して欲しい。特に北沢川緑道に。	通行	区道における自転車通行空間整備については、主に既存の道路空間を活用した整備を行っています。今後も道路状況に応じた自転車通行空間整備に努めてまいります。
				自転車通行帯の整備を進めてほしい。特に途切れ途切れになっている路線を優先的に。	通行	自転車通行空間の整備については、計画的に整備を進め、自転車通行空間のネットワーク化に努めてまいります。
				世田谷通りや淡島通りについては車線を狭くしてでも広めの通行帯を設定して欲しい。	通行	自転車走行環境については、都道(世田谷通り)の管理者に対して自転車通行空間の整備要請を行っています。また、都道(淡島通り)については、東京都自転車走行空間整備推進計画において優先整備区間として選定されています。
				自転車通行帯への駐停車は障害者などの利用であっても厳しく取り締まって欲しい。	通行	駐停車の取り締まりに関しては、所管する交通管理者である警察と連携してまいります。
				自転車通行帯の幅が確保できる場所では車線と走行帯の間にゴムの棒を建てるのも有効だ。	通行	参考のご意見として承ります。
				甲州街道の一番外側の車線は路上駐車と自転車のための車線に現状なっているので、正式に自転車専用車線にするよう働きかけて欲しい。	通行	自転車走行環境については、国道(甲州街道)の管理者に対して自転車通行空間の整備要請を行っています。
				環八より内側の水道道路の地域住民以外の自動車通行を禁止にして、歩行者や自転車に優しい道にして欲しい。	安全	道路の車両通行禁止は警察の業務ですが、道路はネットワークとして機能するものであり、また、近隣の型以外にも通行することを考えると、水道道路の近隣以外の自動車通行禁止は難しいと考えます。自動車、自転車、歩行者の交通マナー向上に努めてまいります。
自転車がある程度以下の速度で走るとフラフラして逆に危ないので、ゆっくり移動する場合は押して歩くように啓発して欲しい。	安全	歩行者で混雑している場所を通行する際には、自転車を降りて押し歩きをしていただくよう、区民に呼びかけてまいります。				

「世田谷区自転車等の利用に関する総合計画」中間見直し（計画素案）に対する区民意見及び回答（案）

番号	收受日	提出	意見・提案	意見整理	回答	
3	10.22	持参	<p>1. 世田谷区の歩道から自転車を締め出してください 私は歩道上で自転車にあて逃げされたことが毎月のようにあります。 私が幼い頃は自転車歩道通行許可となっておりませんでしたが。母につれられ買物に出かける時、母は一般の生活道路では車に気をつけていましたが歩道では遊びながら歩く弟と私に安心していました。現在は歩行者にとって一般の道路よりも歩道が危険となっています。一般の道路では真中を歩いていても自転車は歩行者から大きく離れて通ってくれます。しかし歩道は狭いので歩行者と接触しそうな近いところを通ります。 歩道は街路樹や植込みを除くと幅が1.5m以下のところが多い。また今後、視覚、聴覚、歩行に障害を持つ高齢者が増えます。高齢者が安心して外出できるようにするには、歩道から自転車を排除することが欠かせません。警察が自転車歩道通行許可を取消すだけでよいのです。区が方針を決定し警察へ働き掛けてください。</p> <p>2. 「歩道は歩行者優先」の具体化 「歩道は歩行者優先」と言いながら守られていません。歩行者優先とはどういうことかということをもっと言葉で示してください。たとえば次のようなことです。 (1) 歩行者優先とは歩行者が自転車より先を歩く権利を有するという。自転車は歩行者を、十分な間をあげずに追い越してはならない。街路樹や植込みを除くと2m未満となる歩道では追い越し禁止。 (2) 法令で警笛は危険回避のためにやむおえない場合以外使用してはならないと定められている。警笛を鳴らして前の歩行者にどいてもらうようなことは禁止。 (3) 法令で、自転車は歩道上では歩行者の通行の妨げとなる場合は止まらなければならないと定められている。</p>	<p>世田谷区の歩道から自転車を締め出してほしい。</p>	安全	<p>歩道について自転車が通行可であるかどうか定めるのは警察の業務ですが、区内の道路の状況から、すべての歩道を自転車通行不可にするのは難しいと考えます。自転車に対し、原則である車道通行を促すとともに、歩道を通行する場合には歩行者優先で通行するなど、交通ルールやマナーの遵守を啓発してまいります。</p>
				<p>今後、視覚、聴覚、歩行に障害を持つ高齢者が増える。高齢者が安心して外出できるよう、歩道から自転車を排除してほしい。</p>	安全	同上
				<p>警察が自転車歩道通行許可を取り消すよう、区が方針を決定し警察へ働き掛けてほしい。</p>	安全	同上
				<p>「歩道は歩行者優先」と言いながら守られていない。歩行者優先とはどういうことかをもっと示してほしい。</p>	安全	同上
				<p>自転車は歩行者を、十分な間をあげずに追い越してはならない。街路樹や植込みを除くと2m未満となる歩道では追い越し禁止。</p>	安全	同上
				<p>法令で警笛は危険回避のためにやむおえない場合以外使用してはならないと定められている。警笛を鳴らして前の歩行者にどいてもらうようなことは禁止。</p>	安全	同上
				<p>法令で、自転車は歩道上では歩行者の通行の妨げとなる場合は止まらなければならないと定められている。</p>	安全	同上